

# 寄付金控除に係る申告特例（ワンストップ特例）申請書の記載例

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税

## 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

年月日 北海道湧別町長 殿	正性番号
住所	フリガナ
	氏名
電話番号	個人番号
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1）上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2）申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けるために、当該寄附並びに該当する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

（1） 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

（2） 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

①お送りいただく日付をご記入ください。

五十  
五  
号

②住所・氏名・個人番号（マイナンバー）・電話番号・生年月日を記入してください。  
※住民登録されている住所・氏名等での申請となります。

③寄附年月日（入金日）及び寄付額を記入してください。

④確定申告（又は住民税申告）をしない方は、チェックしてください。

※自営業の方や、医療費控除などで確定申告を行う方などは対象となりませんのでご注意ください。

⑤寄附を行った自治体が年間（1月1日から12月31日）で5自治体以内であればチェックしてください。

※寄附を行った自治体が6自治体以上の場合は、特例申請の対象となりませんので、ご注意ください。

⑥個人番号が確認できる書類のコピーと本人確認ができる書類のコピーを貼り付けてください。

※貼付け書類が沢山ある場合や貼付け書類が大きく、貼付けスペースに貼れないときには、貼り付けずに同封してください。

※写真付き身分証明書が無い場合は、健康保険証や年金手帳、税金・公共料金の領収書・納税証明書等のコピーを2つ添付してください。

### 「個人番号確認」「本人確認」書類コピーの貼り付けスペース

個人番号確認の書類	[マイナンバーカード]を持っている人	[通知カード]を持っている人	[マイナンバーカード][通知カード]のどちらも持っていない人
マイナンバーカードの[裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された住民票のコピー	
本人確認の書類	マイナンバーカードの[表面]のコピー	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住証明書  ※写真が表示され、氏名・生年月日、住所が確認できるようコピーする。 ※顔写真が付いていない場合は、2点を添付。	下記のいずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住証明書  ※写真が表示され、氏名・生年月日、住所が確認できるようコピーする。 ※顔写真が付いていない場合は、2点を添付。

個人番号が確認できる書類のコピーと本人確認ができる書類のコピーをここに貼り付けてください。

※こここのスペース貼り付けられないもの（住民票のコピーなど）は、貼り付けずに同封してください。

寄附をした年の 翌年1月10日（必着）までにご提出ください。